

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
目次	目次
第 1 編 総則	第 1 編 総則
第 1 章 通則	第 1 章 通則
法第 2 条((定義))関係	法第 2 条((定義))関係
〔勤労学生（第32号関係）〕	〔勤労学生（第32号関係）〕
<u>〔同一生計配偶者等（第33号から第33号の 4 まで関係）〕</u>	<u>〔控除対象配偶者及び扶養親族（第33、34号関係）〕</u>
<u>〔扶養親族（第34号関係）〕</u>	
〔特別農業所得者（第35号関係）〕	〔特別農業所得者（第35号関係）〕
第 4 編 源泉徴収	第 4 編 源泉徴収
第 3 章 給与所得に係る源泉徴収	第 3 章 給与所得に係る源泉徴収
第 4 節 給与所得者の源泉徴収に関する申告	第 4 節 給与所得者の源泉徴収に関する申告
法第195条の 2 <u>（（給与所得者の配偶者控除等申告書））</u> 関係	法第195条の 2 <u>（（給与所得者の配偶者特別控除申告書））</u> 関係
法第 2 条((定義))関係	法第 2 条((定義))関係
<u>〔同一生計配偶者等（第33号から第33号の 4 まで関係）〕</u>	<u>〔控除対象配偶者及び扶養親族（第33、34号関係）〕</u>
<u>（青色事業専従者等の範囲）</u>	<u>（青色事業専従者に該当する者で給与の支払を受けるもの及び事業専従者に該当するものの範囲）</u>
2－48 法第 2 条第 1 項第33号に規定する「青色事業専従者等」とは、 <u>その配偶者が居住者の同一生計配偶者に該当するかどうかを判定する場合における当該居住者又は当該居住者と生計を一にする居住者の青色事業専従者等をいうのであるから、例えば年の中</u> <u>途までこれらの者以外の者の青色事業専従者等であった場合であっても、これらの者の</u> <u>青色事業専従者等に該当しないときは、同号の青色事業専従者等に含まれないことに留</u> <u>意する。</u>	2－48 法第 2 条第 1 項第33号及び第34号かつこ内に規定する「第57条第 1 項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第 3 項に規定する事業専従者に該当するもの」とは、 <u>事業を営む者の配偶者その他の親族が当該事業を営む者又はその者と生計を一にする居住者の控除対象配偶者又は扶養親族に該当するかどうかを判定する場合において、当該配偶者その他の親族が当該事業に従事していたことにより法第57条第 1 項に規定する青色事業専従者として同項に規定する給与の支払を受けていたもの又は同条第 3 項に規定する事業専従者に該当するものをいうものとする。</u>

改 正 後	改 正 前
<u>〔扶養親族（第34号関係）〕</u> <u>（青色事業専従者に該当する者で給与の支払を受けるもの及び事業専従者に該当するものの範囲）</u> <u>2－48の2</u> 法第2条第1項第34号かつこ内に規定する「第57条第1項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第3項に規定する事業専従者に該当するもの」については、2－48の取扱いに準ずる。 法第79条（（障害者控除）関係） <u>（障害者控除を受ける場合の配偶者控除等）</u> 79－1 <u>障害者である同一生計配偶者又は扶養親族が居住者の控除対象配偶者に該当し、かつ、他の居住者の控除対象扶養親族に該当する場合又は2以上の居住者の控除対象扶養親族に該当する場合において、当該障害者である控除対象配偶者又は控除対象扶養親族につき、一の居住者が配偶者控除又は扶養控除の規定の適用を受け、他の居住者が障害者控除の規定の適用を受けるようなことはできないことに留意する。</u> （年の途中で死亡した居住者等の障害者である扶養親族等とされた者に係る障害者控除） 79－2 年の中途において死亡し又は出国をした居住者の障害者である<u>同一生計配偶者</u>又は扶養親族について、その居住者が障害者控除の適用を受けた場合であっても、その後その年中において相続人等他の居住者の<u>同一生計配偶者</u>又は扶養親族にも該当するときは、当該他の居住者が自己の障害者である<u>同一生計配偶者</u>又は扶養親族として障害者控除の適用を受けることができることに留意する。 （廃 止） （廃 止）	（新 設） 法第79条（（障害者控除）関係） <u>（控除対象配偶者又は扶養親族が障害者である場合）</u> 79－1 <u>法第79条第2項に規定する「居住者の控除対象配偶者又は扶養親族が障害者である場合」とは、その居住者が配偶者控除の規定の適用を受ける控除対象配偶者が障害者である場合又はその居住者が扶養控除の規定の適用を受ける控除対象扶養親族若しくはその居住者の控除対象扶養親族以外の扶養親族（法第85条第5項の規定の適用がある場合には、同項の規定によりその者の扶養親族に該当する者に限る。）が障害者である場合をいう。したがって、障害者である控除対象配偶者又は控除対象扶養親族につき、一の居住者が配偶者控除又は扶養控除の規定の適用を受け、他の居住者が障害者控除の規定の適用を受けるようなことはできないことに留意する。</u> （年の途中で死亡した居住者等の障害者である扶養親族等とされた者に係る障害者控除） 79－2 年の中途において死亡し又は出国をした居住者の障害者である<u>控除対象配偶者</u>又は扶養親族について、その居住者が障害者控除の適用を受けた場合であっても、その後その年中において相続人等他の居住者の<u>控除対象配偶者</u>又は扶養親族にも該当するときは、当該他の居住者が自己の障害者である<u>控除対象配偶者</u>又は扶養親族として障害者控除の適用を受けることができることに留意する。 83～84－2 削除 <u>（生計を一にする配偶者の範囲）</u> 83～84－3 <u>法第83条の2第1項本文かつこ内に規定する「第57条第1項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第3項に規定する事業専従者に該当するもの」については、2－48の取扱いに準ずる。</u>

改 正 後	改 正 前
法第85条((扶養親族等の判定の時期等))関係 (年の中途において死亡した者等の親族等が扶養親族等に該当するかどうかの判定) 85－ 1 年の中途において死亡し又は出国をした居住者の配偶者その他の親族(法第2条第1項第34号((定義))に規定する児童及び老人を含む。以下この項において「親族等」という。)がその居住者の<u>同一生計配偶者若しくは法第83条の2第1項に規定する生計を一にする配偶者(控除対象配偶者を除く。以下この項において「配偶者」という。)</u>又は扶養親族に該当するかどうかの判定に当たっては、次によるものとする。 (1) 当該親族等がその居住者と生計を一にしていたかどうか、及び親族関係(<u>法第2条第1項第34号に規定する児童及び老人にあつては、同号に規定する関係</u>)にあつたかどうかは、その死亡又は出国の時(その年1月1日から当該時まで死亡した親族等については、当該親族等の死亡の時)の現況により判定する。 (2) 当該親族等が<u>同一生計配偶者若しくは配偶者又は扶養親族に該当するかどうか</u>は、その死亡又は出国の時の現況により見積もったその年1月1日から12月31日までの当該親族等の合計所得金額により判定する。 (扶養親族等の所属の変更) 85－ 2 令第218条第1項ただし書(<u>((2以上の居住者がある場合の同一生計配偶者の所属))又は第219条第1項ただし書((2以上の居住者がある場合の扶養親族の所属))</u>の規定により<u>同一生計配偶者又は扶養親族</u>(以下この項において「扶養親族等」という。)の所属を変更しようとする場合には、<u>自己の扶養親族等</u>を増加させようとする者及び減少させようとする者の全員がその所属の変更を記載した令第218条第1項に規定する申告書等を提出しなければならないことに留意する。 (注) したがって、確定申告書の提出によりその所属を変更しようとする場合には、<u>自己の扶養親族等を減少させようとする者のうちに確定申告書の提出を要しない者がいるときであっても、その者を含めた全員が確定申告書を提出しなければならない。</u> 法第124条((確定申告書を提出すべき者等が死亡した場合の確定申告))及び第125条((年の途中で死亡した場合の確定申告))関係 (年の途中で死亡した場合における所得控除) 124・125－ 4 法第125条の規定により確定申告書を提出する場合において、次に掲げる所得控除額については、それぞれ次によるものとする。	法第85条((扶養親族等の判定の時期等))関係 (年の中途において死亡した者等の親族等が扶養親族等に該当するかどうかの判定) 85－ 1 年の中途において死亡し又は出国をした居住者の配偶者その他の親族(法第2条第1項第34号((定義))に規定する児童及び老人を含む。以下この項において「親族等」という。)がその居住者の<u>控除対象配偶者若しくは法第83条の2第1項に規定する生計を一にする配偶者(控除対象配偶者を除く。以下この項において「配偶者」という。)</u>又は扶養親族に該当するかどうかの判定に当たっては、次によるものとする。 (1) 当該親族等がその居住者と生計を一にしていたかどうか、及び親族関係(<u>同号に規定する児童及び老人にあつては、同号に規定する関係</u>)にあつたかどうかは、その死亡又は出国の時(その年1月1日から当該時まで死亡した親族等については、当該親族等の死亡の時)の現況により判定する。 (2) 当該親族等が<u>控除対象配偶者若しくは配偶者又は扶養親族に該当するかどうか</u>は、その死亡又は出国の時の現況により見積もったその年1月1日から12月31日までの当該親族等の合計所得金額により判定する。 (扶養親族等の所属の変更) 85－ 2 令第218条第1項ただし書(<u>((2以上の居住者がある場合の控除対象配偶者の所属))又は第219条第1項ただし書((2以上の居住者がある場合の扶養親族の所属))</u>の規定により<u>控除対象配偶者又は扶養親族</u>の所属を変更しようとする場合には、<u>自己の控除対象配偶者又は扶養親族</u>を増加させようとする者及び減少させようとする者の全員がその所属の変更を記載した令第218条第1項に規定する申告書等を提出しなければならないことに留意する。 (注) したがって、確定申告書の提出によりその所属を変更しようとする場合には、<u>自己の控除対象配偶者又は扶養親族を減少させようとする者のうちに確定申告書の提出を要しない者がいるときであっても、その者を含めた全員が確定申告書を提出しなければならない。</u> 法第124条((確定申告書を提出すべき者等が死亡した場合の確定申告))及び第125条((年の途中で死亡した場合の確定申告))関係 (年の途中で死亡した場合における所得控除) 124・125－ 4 法第125条の規定により確定申告書を提出する場合において、次に掲げる所得控除額については、それぞれ次によるものとする。

改 正 後	改 正 前
(1) 雑損控除額 死亡の日までに生じた損失の金額及び同日までに支出した令第206条第1項各号((雑損控除の対象となる雑損失の範囲))に掲げる支出の金額の合計額(保険金、損害賠償金等により補填される部分の金額を除く。)を基礎として計算する。 (2) 医療費控除額 死亡の日までに支払った医療費の合計額(保険金、損害賠償金等により補填される部分の金額を除く。)を基礎として計算する。 (3) 社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額及び地震保険料控除額 死亡の日までに支払ったこれらの保険料又は掛金のそれぞれの合計額(同日までに支払を受ける剰余金等の額に相当する金額を除く。)を基礎として計算する。 (4) 寄附金控除額 死亡の日までに支出した特定寄附金の額の合計額を基礎として計算する。 (注) 年の中途において死亡した者の配偶者その他の親族等がその者の<u>同一生計配偶者</u>若しくは法第83条の2第1項に規定する生計を一にする配偶者又は扶養親族に該当するかどうかの判定については、85—1 参照。	(1) 雑損控除額 死亡の日までに生じた損失の金額及び同日までに支出した令第206条第1項各号((雑損控除の対象となる雑損失の範囲))に掲げる支出の金額の合計額(保険金、損害賠償金等により補填される部分の金額を除く。)を基礎として計算する。 (2) 医療費控除額 死亡の日までに支払った医療費の合計額(保険金、損害賠償金等により補填される部分の金額を除く。)を基礎として計算する。 (3) 社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額及び地震保険料控除額 死亡の日までに支払ったこれらの保険料又は掛金のそれぞれの合計額(同日までに支払を受ける剰余金等の額に相当する金額を除く。)を基礎として計算する。 (4) 寄附金控除額 死亡の日までに支出した特定寄附金の額の合計額を基礎として計算する。 (注) 年の中途において死亡した者の配偶者その他の親族等がその者の<u>控除対象配偶者</u>若しくは法第83条の2第1項に規定する生計を一にする配偶者又は扶養親族に該当するかどうかの判定については、85—1 参照。
法第161条((国内源泉所得))関係 〔使用料等の所得(第11号関係)〕 (工業所有権等の現物出資があった場合) 161—38 非居住者又は外国法人が、内国法人に対し当該内国法人の国内において行う業務に係る工業所有権等の現物出資をした場合には、その出資により取得する株式又は持分は、それぞれ次により権利の譲渡の対価又は使用料に該当するものとする。 (1) 現物出資をしたものが工業所有権又はその出願権である場合には、これらの権利の譲渡の対価とする。 (2) 現物出資をしたものが(1)以外のもの(例えば、工業所有権の実施権又は工業所有権若しくはその出願権の目的となっていない特別の技術による生産方式等)である場合には、その出資をした権利又は技術の使用料とする。 (注) 工業所有権等を提供することにより取得するものが権利の譲渡の対価に該当するか又は使用料に該当するかの区別は、租税条約(例えば、<u>日本メキシコ租税条約第12条</u>、日本ブラジル租税条約第11条等)において軽減税率の適用上譲渡の対価と使用料とを区別している場合に限り行えば足りるものであることに留意する。	法第161条((国内源泉所得))関係 〔使用料等の所得(第11号関係)〕 (工業所有権等の現物出資があった場合) 161—38 非居住者又は外国法人が、内国法人に対し当該内国法人の国内において行う業務に係る工業所有権等の現物出資をした場合には、その出資により取得する株式又は持分は、それぞれ次により権利の譲渡の対価又は使用料に該当するものとする。 (1) 現物出資をしたものが工業所有権又はその出願権である場合には、これらの権利の譲渡の対価とする。 (2) 現物出資をしたものが(1)以外のもの(例えば、工業所有権の実施権又は工業所有権若しくはその出願権の目的となっていない特別の技術による生産方式等)である場合には、その出資をした権利又は技術の使用料とする。 (注) 工業所有権等を提供することにより取得するものが権利の譲渡の対価に該当するか又は使用料に該当するかの区別は、租税条約(例えば、<u>日独租税協定第12条</u>、日本ブラジル租税条約第11条等)において軽減税率の適用上譲渡の対価と使用料とを区別している場合に限り行えば足りるものであることに留意する。

改 正 後						改 正 前							
法第164条（（非居住者に対する課税の方法））関係 （非居住者に対する課税関係の概要）						法第164条（（非居住者に対する課税の方法））関係 （非居住者に対する課税関係の概要）							
164－１ 非居住者に対する課税関係の概要は、表５のとおりである。なお、この表は、 法に規定する課税関係の概要であるから、租税条約にはこれと異なる定めのあるもの があることに留意する。						164－１ 非居住者に対する課税関係の概要は、表５のとおりである。なお、この表は、 法に規定する課税関係の概要であるから、租税条約にはこれと異なる定めのあるもの があることに留意する。							
〔表５〕非居住者に対する課税関係の概要						〔表５〕非居住者に対する課税関係の概要							
非居住者の区分 所得の種類		非居住者			(参考) 外国法人		非居住者 所得の種類		(参考) 外国法人				
		恒久的施設を有する者		恒久的施設を 有しない者	所得税の 源泉徴収								
		恒久的施設 帰属所得	その他の所得										
(事業所得)		【総合課税】	【課税対象外】		無	無	(事業所得)		【総合課税】	【課税対象外】		無	無
①資産の運用・保有により生ずる所得 (⑦から⑩に該当するものを除く。)			【総合課税（一部）】		無	無	①資産の運用・保有により生ずる所得 (⑦から⑩に該当するものを除く。)			【総合課税（一部）】		無	無
②資産の譲渡により生ずる所得					無	無	②資産の譲渡により生ずる所得					無	無
③組合契約事業利益の配分			【課税対象外】		20%	20%	③組合契約事業利益の配分			【課税対象外】		20%	20%
④土地等の譲渡による所得					10%	10%	④土地等の譲渡による所得					10%	10%
⑤人的役務提供事業の所得			【源泉徴収の上、総合課税】		20%	20%	⑤人的役務提供事業の所得			【源泉徴収の上、総合課税】		20%	20%
⑥不動産の賃貸料等					20%	20%	⑥不動産の賃貸料等					20%	20%
⑦利子等		【源泉徴収の上、 総合課税】	【源泉分離課税】		15%	15%	⑦利子等		【源泉徴収の上、 総合課税】	【源泉分離課税】		15%	15%
⑧配当等					20%	20%	⑧配当等					20%	20%
⑨貸付金利子					20%	20%	⑨貸付金利子					20%	20%
⑩使用料等					20%	20%	⑩使用料等					20%	20%
⑪給与その他の人的役務の提供に対する報酬、 公的年金等、退職手当等					20%	—	⑪給与その他の人的役務の提供に対する報酬、 公的年金等、退職手当等					20%	—
⑫事業の広告宣伝のための賞金					20%	20%	⑫事業の広告宣伝のための賞金					20%	20%
⑬生命保険契約に基づく年金等					20%	20%	⑬生命保険契約に基づく年金等					20%	20%
⑭定期積金の給付補填金等					15%	15%	⑭定期積金の給付補填金等					15%	15%
⑮匿名組合契約等に基づく利益の分配					20%	20%	⑮匿名組合契約等に基づく利益の分配					20%	20%
⑯その他の国内源泉所得					【総合課税】	【総合課税】		無				無	⑯その他の国内源泉所得
(注) 1 恒久的施設帰属所得が、上記の表①から⑯までに掲げる国内源泉所得に重複						(注) 1 恒久的施設帰属所得が、上記の表①から⑯までに掲げる国内源泉所得に重複							

(注) 1 恒久的施設帰属所得が、上記の表①から⑯までに掲げる国内源泉所得に重複

(注) 1 恒久的施設帰属所得が、上記の表①から⑯までに掲げる国内源泉所得に重複

改 正 後	改 正 前
して該当する場合があることに留意する。 2 上記の表②資産の譲渡により生ずる所得のうち恒久的施設帰属所得に該当する所得以外のものについては、令第281条第1項第1号から第8号までに掲げるもののみ課税される。 3 措置法の規定により、上記の表において総合課税の対象とされる所得のうち一定のものについては、申告分離課税又は源泉分離課税の対象とされる場合があることに留意する。 4 措置法の規定により、上記の表における源泉徴収税率のうち一定の所得に係るものについては、軽減又は免除される場合があることに留意する。	して該当する場合があることに留意する。 2 上記の表②資産の譲渡により生ずる所得のうち恒久的施設帰属所得に該当する所得以外のものについては、令第281条第1項第1号から第8号までに掲げるもののみ課税される。 3 措置法の規定により、上記の表において総合課税の対象とされる所得のうち一定のものについては、申告分離課税又は源泉分離課税の対象とされる場合があることに留意する。 4 措置法の規定により、上記の表における源泉徴収税率のうち一定の所得に係るものについては、軽減又は免除される場合があることに留意する。
法第183条((源泉徴収義務))関係 (賞与の意義) 183— 1 の 2 所得税法第183条第2項に規定する賞与とは、定期の給与とは別に支払われる給与等で、賞与、ボーナス、夏期手当、年末手当、期末手当等の名目で支給されるものその他これらに類するものをいう。なお、給与等が賞与の性質を有するかどうか明らかでない場合には、次に掲げるようなものは賞与に該当するものとする。 イ 純益を基準として支給されるもの ロ あらかじめ支給額又は支給基準の定めのないもの ハ あらかじめ支給期の定めのないもの。ただし、雇用契約そのものが臨時である場合のものを除く。 (注) 次に掲げる給与については、賞与に該当することに留意する。 1 法人税法第34条第1項第2号((事前確定届出給与))に規定する給与(他に定期の給与を受けていない者に対して継続して毎年所定の時期に定額を支給する旨の定めに基づき支給されるものを除く。) 2 法人税法第34条第1項第3号に規定する<u>業績</u>連動給与	法第183条((源泉徴収義務))関係 (賞与の意義) 183— 1 の 2 所得税法第183条第2項に規定する賞与とは、定期の給与とは別に支払われる給与等で、賞与、ボーナス、夏期手当、年末手当、期末手当等の名目で支給されるものその他これらに類するものをいう。なお、給与等が賞与の性質を有するかどうか明らかでない場合には、次に掲げるようなものは賞与に該当するものとする。 イ 純益を基準として支給されるもの ロ あらかじめ支給額又は支給基準の定めのないもの ハ あらかじめ支給期の定めのないもの。ただし、雇用契約そのものが臨時である場合のものを除く。 (注) 次に掲げる給与については、賞与に該当することに留意する。 1 法人税法第34条第1項第2号((事前確定届出給与))に規定する給与(他に定期の給与を受けていない者に対して継続して毎年所定の時期に定額を支給する旨の定めに基づき支給されるものを除く。) 2 法人税法第34条第1項第3号に規定する<u>利益</u>連動給与
法第186条((賞与に係る徴収税額))関係 (賞与から控除する<u>源泉控除対象配偶者</u>及び<u>控除対象扶養親族</u>に係る控除) 186— 1 法第186条第1項第1号イ及びロ又は同条第2項第1号に規定する「給与所得者の扶養控除等申告書に記載された主たる給与等に係る<u>源泉控除対象配偶者</u>及び<u>控除対象扶養親族</u>の有無及びその数」は、その賞与を支払うべき日の現況によることに留意する。	法第186条((賞与に係る徴収税額))関係 (賞与から控除する<u>控除対象配偶者</u>及び<u>控除対象扶養親族</u>に係る控除) 186— 1 法第186条第1項第1号イ及びロ又は同条第2項第1号に規定する「給与所得者の扶養控除等申告書に記載された主たる給与等に係る<u>控除対象配偶者</u>及び<u>控除対象扶養親族</u>の有無及びその数」は、その賞与を支払うべき日の現況によることに留意する。

改 正 後	改 正 前
(従たる給与等から控除する<u>源泉控除対象配偶者</u>及び控除対象扶養親族に係る控除がある場合の賞与に対する税額の計算) 186—3 従たる給与等(法第185条第1項第2号((賞与以外の給与等に係る徴収税額))及び第186条第1項第2号に掲げる給与等をいう。以下194・195—5までにおいて同じ。)から控除する<u>源泉控除対象配偶者</u>及び控除対象扶養親族に係る控除がある場合における法第186条第1項第2号ロに規定する「別表第2の乙欄に掲げる税額」は、その控除すべき<u>源泉控除対象配偶者</u>及び控除対象扶養親族の数に応じ法別表第2の乙欄により求めた税額をいうものとする。 法第190条((年末調整))関係 (送金関係書類の提出又は提示が年末調整後にあった場合の再調整) 190—7 法第190条第2号の規定により同号に規定する税額の計算をする場合において、法第194条第6項((給与所得者の扶養控除等申告書))に規定する書類又は法第195条の2第2項((給与所得者の配偶者控除等申告書))に規定する書類が、その年最後に給与等を支払った時後その年分の給与所得の源泉徴収票が作成される時までに提出又は提示がされたときは、190—5に準じた再計算を行って差し支えない。 法第194条から第198条まで((給与所得者の源泉徴収に関する申告))共通関係 (申告書の記載事項に誤りがあったため徴収不足税額を生じた場合の支払者の措置) 194～198共—1 給与等の支払者は、その提出を受けた給与所得者の扶養控除等申告書、従たる給与についての扶養控除等申告書、<u>給与所得者の配偶者控除等申告書</u>又は給与所得者の保険料控除申告書の記載事項に誤りがあったことにより生じた徴収不足税額があることを知った場合には、直ちにその不足税額を徴収し、納付するものとする。この場合において、当該徴収不足税額が前年分以前の給与等につき生じたものであるときは、当該徴収不足税額は、183～193共—8に定めるところに準じて計算することができるものとする。 (確定所得申告に係る取扱いの準用) 194～198共—3 学術、技芸の習得のため国外に居住することとなった親族が、給与所得者の扶養控除等申告書、従たる給与についての扶養控除等申告書又は<u>給与所得者の配偶者控除等申告書</u>に非居住者である旨を記載すべき親族(<u>給与所得者の配偶者控除等申告書</u>にあっては非居住者である配偶者)に該当するかどうかの判定については、120—6	(従たる給与等から控除する<u>控除対象配偶者</u>及び控除対象扶養親族に係る控除がある場合の賞与に対する税額の計算) 186—3 従たる給与等(法第185条第1項第2号((賞与以外の給与等に係る徴収税額))及び第186条第1項第2号に掲げる給与等をいう。以下194・195—5までにおいて同じ。)から控除する<u>控除対象配偶者</u>及び控除対象扶養親族に係る控除がある場合における法第186条第1項第2号ロに規定する「別表第2の乙欄に掲げる税額」は、その控除すべき<u>控除対象配偶者</u>及び控除対象扶養親族の数に応じ法別表第2の乙欄により求めた税額をいうものとする。 法第190条((年末調整))関係 (送金関係書類の提出又は提示が年末調整後にあった場合の再調整) 190—7 法第190条第2号の規定により同号に規定する税額の計算をする場合において、法第194条第6項((給与所得者の扶養控除等申告書))に規定する書類又は法第195条の2第2項((給与所得者の配偶者特別控除申告書))に規定する書類が、その年最後に給与等を支払った時後その年分の給与所得の源泉徴収票が作成される時までに提出又は提示がされたときは、190—5に準じた再計算を行って差し支えない。 法第194条から第198条まで((給与所得者の源泉徴収に関する申告))共通関係 (申告書の記載事項に誤りがあったため徴収不足税額を生じた場合の支払者の措置) 194～198共—1 給与等の支払者は、その提出を受けた給与所得者の扶養控除等申告書、従たる給与についての扶養控除等申告書、<u>給与所得者の配偶者特別控除申告書</u>又は給与所得者の保険料控除申告書の記載事項に誤りがあったことにより生じた徴収不足税額があることを知った場合には、直ちにその不足税額を徴収し、納付するものとする。この場合において、当該徴収不足税額が前年分以前の給与等につき生じたものであるときは、当該徴収不足税額は、183～193共—8に定めるところに準じて計算することができるものとする。 (確定所得申告に係る取扱いの準用) 194～198共—3 学術、技芸の習得のため国外に居住することとなった親族が、給与所得者の扶養控除等申告書、従たる給与についての扶養控除等申告書又は<u>給与所得者の配偶者特別控除申告書</u>に非居住者である旨を記載すべき親族(<u>給与所得者の配偶者特別控除申告書</u>にあっては非居住者である配偶者)に該当するかどうかの判定については、120

改 正 後	改 正 前
の取扱いに準じ、法第194条第4項、同条第6項、第195条第4項又は第195条の2第2項の規定により提出又は提示しなければならない書類の取扱いについては、120—7から120—9までの取扱いに準ずる。 法第194条((給与所得者の扶養控除等申告書))及び第195条((従たる給与についての扶養控除等申告書))関係 (源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族、障害者等の控除を受けない者の申告) 194・195—2 給与所得者の扶養控除等申告書を提出すべき者が、<u>源泉控除対象配偶者</u>、<u>控除対象扶養親族</u>、<u>障害者等</u>の控除を受けないため、給与等の支払者に関する事項だけを申告する場合には、連記式その他の簡易な方法により申告することができる。 (申告書に記載する<u>源泉控除対象配偶者</u>、<u>控除対象扶養親族</u>、<u>障害者等</u>の判定) 194・195—3 給与所得者の扶養控除等申告書又は従たる給与についての扶養控除等申告書に記載すべき<u>源泉控除対象配偶者</u>、<u>控除対象扶養親族</u>、<u>障害者等</u>に該当するかどうかは、当該申告書を提出する日の現況により判定する。この場合において、次に掲げる事項については、それぞれ次による。 (1) その判定の要素となる所得金額 これらの申告書を提出する日の現況により見積もったその年の合計所得金額による。 (2) その判定の要素となる年齢 その年12月31日(これらの申告書を提出する時までに死亡した者については、その死亡の時)の現況による。 (注) (2)の年齢は、法第2条第1項第34号((定義))に規定する児童(いわゆる里子)に該当するかどうかを判定する場合等に必要となることに留意する。 (障害者である<u>源泉控除対象配偶者</u>及び<u>控除対象扶養親族</u>に係る控除を従たる給与等から行う場合) 194・195—4 従たる給与についての扶養控除等申告書を提出して従たる給与等から控除することができるのは、<u>源泉控除対象配偶者</u>及び<u>控除対象扶養親族</u>の控除に限られ、障害者、寡婦、寡夫及び勤労学生の控除は主たる給与等(法第185条第1項第1号((賞与以外の給与等に係る徴収税額))及び第186条第1項第1号((賞与に係る徴収税額))に掲げる給与等をいう。以下194・195—5までにおいて同じ。)からのみ控除することができるのであるから、障害者である<u>源泉控除対象配偶者</u>(<u>同一生計配偶者に該当する者に限る。</u>)及び<u>控除対象扶養親族</u>については、障害者の控除は主たる給与等から行い、<u>源</u>	—6の取扱いに準じ、法第194条第4項、同条第6項、第195条第4項又は第195条の2第2項の規定により提出又は提示しなければならない書類の取扱いについては、120—7から120—9までの取扱いに準ずる。 法第194条((給与所得者の扶養控除等申告書))及び第195条((従たる給与についての扶養控除等申告書))関係 (<u>控除対象配偶者</u>、<u>控除対象扶養親族</u>、<u>障害者等</u>の控除を受けない者の申告) 194・195—2 給与所得者の扶養控除等申告書を提出すべき者が、<u>控除対象配偶者</u>、<u>控除対象扶養親族</u>、<u>障害者等</u>の控除を受けないため、給与等の支払者に関する事項だけを申告する場合には、連記式その他の簡易な方法により申告することができる。 (申告書に記載する<u>控除対象配偶者</u>、<u>控除対象扶養親族</u>、<u>障害者等</u>の判定) 194・195—3 給与所得者の扶養控除等申告書又は従たる給与についての扶養控除等申告書に記載すべき<u>控除対象配偶者</u>、<u>控除対象扶養親族</u>、<u>障害者等</u>に該当するかどうかは、当該申告書を提出する日の現況により判定する。この場合において、次に掲げる事項については、それぞれ次による。 (1) その判定の要素となる所得金額 これらの申告書を提出する日の現況により見積もったその年の合計所得金額による。 (2) その判定の要素となる年齢 その年12月31日(これらの申告書を提出する時までに死亡した者については、その死亡の時)の現況による。 (注) (2)の年齢は、法第2条第1項第34号((定義))に規定する児童(いわゆる里子)に該当するかどうかを判定する場合等に必要となることに留意する。 (障害者である<u>控除対象配偶者</u>及び<u>控除対象扶養親族</u>に係る控除を従たる給与等から行う場合) 194・195—4 従たる給与についての扶養控除等申告書を提出して従たる給与等から控除することができるのは、<u>控除対象配偶者</u>及び<u>控除対象扶養親族</u>の控除に限られ、障害者、寡婦、寡夫及び勤労学生の控除は主たる給与等(法第185条第1項第1号((賞与以外の給与等に係る徴収税額))及び第186条第1項第1号((賞与に係る徴収税額))に掲げる給与等をいう。以下194・195—5までにおいて同じ。)からのみ控除することができるのであるから、障害者である<u>控除対象配偶者</u>及び<u>控除対象扶養親族</u>については、障害者の控除は主たる給与等から行い、<u>控除対象配偶者</u>及び<u>控除対象扶養親族</u>の控除は従たる給

改 正 後	改 正 前
<u>源泉控除対象配偶者</u>及び控除対象扶養親族の控除は従たる給与等から行うことができることに留意する。 (主たる給与等と従たる給与等との間の<u>源泉控除対象配偶者</u>及び控除対象扶養親族の移替え) 194・195—5 従たる給与等に係る<u>源泉控除対象配偶者</u>及び控除対象扶養親族として従たる給与についての扶養控除等申告書に記載された者については、同一年中においてその者を主たる給与等に係る<u>源泉控除対象配偶者</u>及び控除対象扶養親族に移し替えることはできないのであるが、主たる給与等に係る<u>源泉控除対象配偶者</u>及び控除対象扶養親族として給与所得者の扶養控除等申告書に記載された者については、その者の主たる給与等に係る<u>源泉控除対象配偶者</u>及び控除対象扶養親族から除外する旨の記載をした当該申告書に係る異動申告書を提出し、かつ、その除外した者を従たる給与等に係る<u>源泉控除対象配偶者</u>及び控除対象扶養親族に追加する旨の記載をした従たる給与についての扶養控除等申告書を提出することにより、従たる給与等に係る<u>源泉控除対象配偶者</u>及び控除対象扶養親族に移し替えることができることに留意する。 (年途中で退職した者に係る給与所得者の扶養控除等申告書等の効力) 194・195—6 給与所得者の扶養控除等申告書又は従たる給与についての扶養控除等申告書を提出した者が年途中でその提出を経由した給与等の支払者のもとを退職した場合には、これらの申告書はその退職により効力を失うものとする。ただし、その退職後その年中に当該支払者がその退職した者に給与等の追加払等をする場合において、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げることが明らかとなるときは、当該追加払等をする給与等に係る源泉徴収税額は、これらの申告書が退職後も引き続き効力を有するものとして計算して差し支えない。 (1) その退職した者が給与所得者の扶養控除等申告書を提出した者である場合 その追加払等をする時において、その退職した者が他の給与等の支払者を経由して給与所得者の扶養控除等申告書を提出していないこと。 (2) その退職した者が従たる給与についての扶養控除等申告書を提出した者である場合 その追加払等をする時において、その退職した者が他の給与等の支払者を経由して当該申告書に記載されている<u>源泉控除対象配偶者</u>及び控除対象扶養親族を記載した給与所得者の扶養控除等申告書又は従たる給与についての扶養控除等申告書を提出していないこと。	与等から行うことができることに留意する。 (主たる給与等と従たる給与等との間の<u>控除対象配偶者</u>及び控除対象扶養親族の移替え) 194・195—5 従たる給与等に係る<u>控除対象配偶者</u>及び控除対象扶養親族として従たる給与についての扶養控除等申告書に記載された者については、同一年中においてその者を主たる給与等に係る<u>控除対象配偶者</u>及び控除対象扶養親族に移し替えることはできないのであるが、主たる給与等に係る<u>控除対象配偶者</u>及び控除対象扶養親族として給与所得者の扶養控除等申告書に記載された者については、その者の主たる給与等に係る<u>控除対象配偶者</u>及び控除対象扶養親族から除外する旨の記載をした当該申告書に係る異動申告書を提出し、かつ、その除外した者を従たる給与等に係る<u>控除対象配偶者</u>及び控除対象扶養親族に追加する旨の記載をした従たる給与についての扶養控除等申告書を提出することにより、従たる給与等に係る<u>控除対象配偶者</u>及び控除対象扶養親族に移し替えることができることに留意する。 (年途中で退職した者に係る給与所得者の扶養控除等申告書等の効力) 194・195—6 給与所得者の扶養控除等申告書又は従たる給与についての扶養控除等申告書を提出した者が年途中でその提出を経由した給与等の支払者のもとを退職した場合には、これらの申告書はその退職により効力を失うものとする。ただし、その退職後その年中に当該支払者がその退職した者に給与等の追加払等をする場合において、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げることが明らかとなるときは、当該追加払等をする給与等に係る源泉徴収税額は、これらの申告書が退職後も引き続き効力を有するものとして計算して差し支えない。 (1) その退職した者が給与所得者の扶養控除等申告書を提出した者である場合 その追加払等をする時において、その退職した者が他の給与等の支払者を経由して給与所得者の扶養控除等申告書を提出していないこと。 (2) その退職した者が従たる給与についての扶養控除等申告書を提出した者である場合 その追加払等をする時において、その退職した者が他の給与等の支払者を経由して当該申告書に記載されている<u>控除対象配偶者</u>及び控除対象扶養親族を記載した給与所得者の扶養控除等申告書又は従たる給与についての扶養控除等申告書を提出していないこと。

改 正 後	改 正 前
法第195条の2（<u>（給与所得者の配偶者控除等申告書）</u>）関係 （申告書に記載する配偶者の判定等） 195の2—1 給与所得者の配偶者控除等申告書を提出する場合において、当該申告書に記載された配偶者が<u>控除対象配偶者又は</u>法第83条の2第1項（（配偶者特別控除））に規定する生計を一にする配偶者に該当するかどうか等は、当該申告書を提出する日の現況により判定する。この場合において、当該申告書を提出する給与所得者のその年の合計所得金額の見積額及び当該配偶者のその年の合計所得金額の見積額は、当該申告書を提出する日の現況により見積ったその年の合計所得金額による。 （注） 「配偶者」及び「生計を一にする」については、それぞれ2—46及び2—47参照 <u>附則</u> <u>（経過的取扱い）</u> この法令解釈通達による改正後の2—48、2—48の2、79—1、79—2、85—1、85—2、124・125—4、186—1、186—3、190—7、194～198共—1、194～198共—3、194・195—2から194・195—6まで及び195の2—1の取扱いは、平成30年分以後の所得税について適用し、平成29年分以前の所得税については、なお従前の例による。	法第195条の2（<u>（給与所得者の配偶者特別控除申告書）</u>）関係 （申告書に記載する配偶者の判定等） 195の2—1 給与所得者の配偶者特別控除申告書を提出する場合において、当該申告書に記載された配偶者が法第83条の2第1項（（配偶者特別控除））に規定する生計を一にする配偶者に該当するかどうか等は、当該申告書を提出する日の現況により判定する。この場合において、当該申告書を提出する給与所得者のその年の合計所得金額の見積額及び当該配偶者のその年の合計所得金額の見積額は、当該申告書を提出する日の現況により見積ったその年の合計所得金額による。 （注） 「配偶者」及び「生計を一にする」については、それぞれ2—46及び2—47参照